

図書館と表現の自由との 関係性についての制度的検討

田 中 伸 樹

はじめに

日本国憲法 21 条 1 項は「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」として表現の自由の保障をうたっている。表現の自由は、言論活動によって自己の人格を発展させる価値と、言論活動によって政治に参加する社会的な価値の 2 つの価値から、基本的人権においても重要な権利であると考えられている¹⁾。

公共図書館（以下、単に図書館という場合は公共図書館を指す。）は、言論活動の一環である図書や雑誌などの出版物を収集・提供することを中心に、様々な表現行為の結果生みだされる情報を取り扱う機関である。「国民の教育と文化の発展に寄与する」（図書館法 1 条）ために運営される図書館は、表現行為を実質化する存在として、表現の自由について無関心であってはならない。

図書館が重要視する‘知る権利’は表現の自由のコロラリーであることから、図書館と表現の自由との関係は深い。公的機関という性質を鑑みても、表現の自由は、図書館において保障されうべき対象として検討されなければならないと考えられる。しかし、図書館は、他者の表現行為のため、自ら直接的に活動する出版者等とは性質を異にする存在である。このような

1) 芦部信喜著 高橋和之補訂『憲法 第 6 版』岩波書店 2015 年 (Kindle 版, ロケーション 3636/10549 以下)

キーワード：公共図書館, 表現の自由, パブリックフォーラム, 図書館員

図書館においては、誰の表現の自由が、どのような枠組みで保障されるかは、図書館の性質を踏まえて理解しなくてはならないと思われる。すなわち、図書館活動および図書館員と、図書館にかかわる人々の表現の自由との関係性を把握し、論理的基盤を構築する必要がある。本稿では、表現活動の規制行為に関する裁判例や文献を基に、この関係性を明確にすることを試みる。

なお、本稿は2017年6月3日、専修大学において開催された日本図書館情報学会2017年春季研究集会での予稿および発表内容に加筆・修正を行い、一部再構成したものである。

1. 図書館における表現活動と表現の自由

1.1 表現活動の主体

図書館と表現の自由の関係性を捉える上では、まず、表現行為の主体を確定させる必要がある。図書館において表現行為が保障されるべき者としては、著作者と図書館利用者が挙げられる。

図書館と表現の関係を捉える上で重要なものは資料であろう。図書館法においても、「必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」(2条)と定義されている図書館において、もっとも触れる機会の多い表現物が資料である。その資料を著す著作者は、実際に表現活動を行う者として、表現の自由との関わりが特に深くなる存在である。

しかし、図書館は情報を提供することを主な使命とする機関であるため、著作者、および著作者の表現活動については、實際上、顧みられる機会はさほど多くないものと思われる。したがって、図書館と著作者の表現の自由との関係性についても曖昧であり、表現活動に接する公的機関として、表現の自由について当然に考慮すべきものであるにもかかわらず、後に述べるように、図書館関係の各種ガイドラインにも特に言及はなされていない。

しかし、図書館の主な使命が情報提供である一方で、図書館におけるサー

ビスには、「読書会，研究会，鑑賞会，映写会，資料展示会等を主催し，及びこれらの開催を奨励すること。」（図書館法3条6号）や、「社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し，及びその提供を奨励すること。」（同条8号）なども含まれている。これらの図書館サービスにおいては，図書館の支援を通じ，それを受ける図書館利用者が表現活動の主体になりうる。この場合も，言うまでもなく，図書館は利用者の表現の自由を最大限保障しなければならない。また，著作者との関係と比較して，図書館と表現の自由を，より直接的な関係の中で捉えなければならない。

1.2 ガイドラインにおける表現の自由

我が国の図書館界における理解として日本図書館協会のガイドラインを参照すると、「図書館の自由に関する宣言」²⁾では、「表現の自由の保障が不可欠である」とは述べられている部分があるものの「知る自由の保障があつてこそ表現の自由は成立する」，「図書館の自由に関する原則は国民の知る自由を保障するためであつて…」というように，図書館の自由というものの第一義的な役割は知る自由の保障であるとされている。検閲については絶対的な反対を明記しているが，検閲自体への反対であり，図書館と著作者の表現の自由との関係をそこから読み取ることはできない。また，副文においては，知る自由との関連が述べられている箇所もあり，検閲への反対についても，自由宣言全体と同様，国民の知る自由の保障が念頭にあるといえる。

また，「公立図書館の任務と目標」³⁾では，第1章基本的事項に知る自由の保障が挙げられている。そこでは，「知る自由を保障することは公立図書館の重要な責務である。」「(図書館は，)すべての住民の知る自由の拡大に努めなければならない」というように，やはり公立図書館の責務は住民の知る自由の保障であることが確認されている。また，表現の自由については，公立

2) <http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/232/Default.aspx> (2017年7月10日)

3) <http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/236/Default.aspx> (2017年7月10日)

図書館の任務と目標の中では言及されていない。

そして、「図書館員の倫理綱領」⁴⁾をみると、第12「図書館員は読者の立場に立って出版文化の発展に寄与するようつとめる」というものの中において「図書館の自由に関する宣言の堅持が出版・新聞放送等の分野における表現の自由を守る活動と深い関係を持つ」と述べられている。表現の自由について、深い関係を持つというかたちで言及はされているが、具体的にどのような関係性なのかは判然としないし、ここでいう表現の自由を守る活動の主体は出版、新聞放送であって図書館ではない。また、「『図書館の自由に関する宣言』と表裏一体の関係にある」という文言からも、この綱領自体、その前提は図書館の自由であることを踏まえると、やはり知る自由の保障との関係で述べられているにすぎないというようにも考えられる。

加えて、利用者の表現の自由についてはいずれのガイドラインにおいても明確な言及はない。したがって、日本図書館協会のガイドラインによっても、表現の自由の保障の論拠や枠組みは明らかにはならず、表現の自由との関係の曖昧さを窺うことができる。

2. パブリックフォーラムと図書館

2.1 パブリックフォーラムの法理

表現の自由は、「国家からの自由」と称される自由権の一類型として、そのことが示すように、主として公権力による規制に対抗する権利として捉えられる。この点において念頭に置かれているのは、政府は国民の表現の自由を制限する立場にあるということである。しかしながら、一方で、政府により、国民が表現の自由を発揮する機会がもたらされることもある。当然、このような場合においても、表現の自由の「自由権」としての性格上、表現活動に規制を加えることについて、厳格にその違憲性が審査されなければならない。

図書館は公共施設であり、そこに著作物が並び、利用者が滞在し、様々な

4) <http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/233/Default.aspx> (2017年7月10日)

活動を行う。蔵書の大半が有体物であり、利用者の諸活動の支援も行うべきである図書館にとって、物理的な場は不可欠なものである。そして、その‘場’において種々の表現活動が（著作者においては著作を通じて）行われていることから、表現の自由を保障するための論理としてアメリカの判例において展開されてきた、‘場’の性質に着目するパブリックフォーラムの法理⁵⁾を検討したい。

パブリックフォーラムは、主として3類型に分類される⁶⁾。伝統的に議論の場として利用されてきた街路や公園などは、‘伝統的 (traditional) パブリックフォーラム’ とされる。伝統的パブリックフォーラムでは、政府が表現活動を規制しようとする場合、当該表現の内容に基づく規制であれば、それがやむにやまれぬ利益のために必要不可欠であること、目的の達成に厳格に適合した規制であることが証明されなければならない。また、時・場所・方法のように内容に関しない中立的な理由に基づく規制である場合には、その規制が政府の重大な利益に厳格に適合し、ならびに十分な代替経路、代替手段が存在する場合に規制が認められる。第2の類型である‘指定的 (designated) パブリックフォーラム’ は、公営の劇場や教育委員会の会議など、政府によって表現活動のために公衆の利用に供される場所や手段を指す。指定的パブリックフォーラムでは、政府がその場のパブリックフォーラムたる性質を維持している間は、表現活動の規制につき、伝統的パブリックフォーラムと同じ基準に拘束される。また、指定的パブリックフォーラムにおいては、特定の目的や主題、対象のために設けることも認められるとされており、それらは特に‘限定的 (limited) パブリックフォーラム’ とよばれる。そして、これらのいずれにもあてはまらないものは‘非パブリックフォーラム’ とされ、フォーラムの目的に沿った規制も、それが合理的であり、見解の相違に基づくものでなければ許容される。

5) パブリックフォーラムの法理については、紙谷雅子「パブリック・フォーラム」ジュリスト 821号 1984年p.87-92、中林暁生「パブリック・フォーラム」駒村圭吾・鈴木秀美編『表現の自由Ⅰ』尚学社 2011年など参照。

6) 460 U.S.37(1983)、および 473 U.S.788(1985)

この法理に基づいて表現の自由との関係を整理する場合、公共図書館は指
定的パブリックフォーラム・非パブリックフォーラムのいずれの場合にあた
るのかということが問題となる⁷⁾。図書館がパブリックフォーラムとしての
性質を有するものか否かについて、アメリカでは複数の裁判例が存在する。
ひとつは、ニュージャージー州モリスタウンにおいて、公共図書館内で迷惑
行為を行ったとして、当該図書館の規則に基づき退館させられたホームレス
のリチャード・クライマーが原告となり、当該規則の合憲性が争われた事
例、いわゆるクライマー事件である。この事件の控訴審判決⁸⁾では、モリス
タウンが、設置が義務付けられていない図書館を表現活動のために設けてい
ること、図書館は、入館に関しては裁量権を有していないと認められるこ
と、そして、読書、執筆、黙考を通じて知識を得る図書館という場におい
て、その図書館の性質と両立しえない表現活動を容認しないことは、フォー
ラムの用途を限定することができる限定的パブリックフォーラムの定義にも
適合するといった理由から、公立図書館を限定的パブリックフォーラムであ
るとした。

しかし、その後に現れた事例においては、クライマー事件とは異なる判断
が下された。コンピュータの整備に関する補助金を交付する条件として、図
書館内の端末にフィルタリングソフトの導入を義務付けた「子どもをイン
ターネットから保護する法律」(Children's Internet Protection Act : CIPA)
が憲法違反であるとして、アメリカ図書館協会が合衆国政府に対して訴えを
起こした事件の最高裁判決⁹⁾においては、公共図書館は限定的パブリック

7) John N. Gathegi, "The Public Library as a Public Forum: The (DE) evolution of a Legal Doctrine". 75 Library Quarterly 1, (2005). のように図書館を伝統的パブリックフォーラムと捉えるべきとするものも存在しないわけではないが、街路や公園と比較すれば、図書館を「伝統的な議論な場」としてこれらと同列に置くことは難しいように思われる。松井茂記『図書館と表現の自由』岩波書店 2013年 p.27 も参照。

8) 958 F.2 d.1242(1992)

9) 539 U.S.194(2003) 判決の詳細は、森脇敦史「図書館に対するフィルタリングの義務づけと今後のインターネット上における表現規制の態様：CDA、COPA、CIPAの事例から」阪大法学 53巻3・4号 2003年 p.393-419などを参照。

フォーラムには該当しないと結論付けられた。その理由として、図書館員は蔵書構築において、本の内容を考慮し、広い裁量権も有していることが、パブリックフォーラム分析と相容れないことを挙げている。

2.2 我が国におけるパブリックフォーラムと図書館

我が国においては、パブリックフォーラムの法理は表現の自由について定めた日本国憲法21条1項と関連付けられることになる。しかし、結論から述べるならば、我が国において、パブリックフォーラムの法理は、主として学説上で主張されるものにとどまり、判例において実際に用いられる一般的な法理として解されているわけではない。

ただし、鉄道駅構内での演説およびビラの配布を行ったことに刑事罰が科されたことにつき、21条違反が争われた事例などにおいて、最高裁判事伊藤正己が、補足意見においてパブリックフォーラムに言及している¹⁰⁾。この補足意見においては、パブリックフォーラムは、その性質を比較衡量の一要素として考慮するものとされている。そのほか、集会開催のための市民会館の使用を自治体が拒否した事例の最高裁判決は、同法理の影響が指摘されている¹¹⁾。また、市の庁舎前の広場の利用申請に対する不許可処分について争われた金沢地裁平成28年2月5日判決¹²⁾では、広場のパブリックフォーラム該当性も争点となった。裁判所は広場が表現活動のために供されているもの否かを管理規則なども参照して検討している。このように、我が国の司法

10) 最判昭和59年12月18日刑集38巻12号3026頁。補足意見において、伊藤正己が比較衡量の要素として言及している。

11) 最判平成7年3月7日民集49巻3号687頁。本文中の指摘をするものとして、近藤崇晴「判解」最高裁判所判例解説 民事篇 平成7年度(上) p.282, 295。

12) D1-Law.com判例ID:28240650。自衛隊パレードの中止を求める集会のための市庁舎前広場の利用申請が、同広場の管理要綱における「政治的行為」、同規則における「示威行為」にあたり、また、仮設駐輪場・耐震工事の資材置き場として利用するため管理上の支障があるという理由をもって不許可とされた事例。金沢地裁は、広場は市の事業での利用もしくは管理上支障がない場合に限定して事前に許可されてきたことから、自発的に公衆の表現活動の場として利用に供してきたとはいえず、パブリックフォーラムの法理は適用できず、また、処分につき裁量権の逸脱濫用もないと判示した。

において、パブリックフォーラムの法理は、ある程度は受容されていると見ることもできるが、直接的に同法理に言及されたものは極めて限られており、法理として機能するまでには至っていない。

その中であって、2005年の船橋市西図書館蔵書廃棄事件（以下、船橋事件）最高裁判決¹³⁾では、公立図書館を定義する際、「公的な場」という表現が用いられた。パブリックフォーラムを意識したものであろうことは十分に窺える表現ではあるが、判決文を見る限り、少なくともアメリカのように判断の枠組みとしてパブリックフォーラムの法理を用いて事例を分析したとはいえないし、「公的な場」概念を、「思想、意見等を公衆に伝達する利益」を導き出す前提として用いているに過ぎないことからすれば、「公的な場」概念自体を比較衡量の要素としていると見ることも難しい。そもそも、同判決においては、蔵書の廃棄は、当該著作者の法的保護に値する人格的利益を侵害するものとしており、直接に表現の自由の侵害を認めているわけではなく、「公的な場」と「思想、意見等を公衆に伝達する利益」と表現の自由の関係性も判然としない。以上のことからすれば、我が国においてパブリックフォーラムの法理は判例において定着しておらず、図書館における該当性についても、肯定的に捉える論稿はあるものの¹⁴⁾、明らかではないと言わざるを得ない。

13) 最判平成17年7月14日民集59巻6号1569頁。同判決に関する論稿として、松田浩「判批」法学セミナー612号2005年p.124、中川律「判研」季刊教育法149号2006年p.77-83、中林暁生「判批」平成17年度重要判例解説2006年p.17-18、前田稔「思想の自由と「公的な場」の「公正」」図書館界58巻3号2006年p.154-163、松井直之「判研」横浜国際経済法学15巻1号2006年p.131-158、杉並重雄「判解」法曹時報60巻4号2008年、清水晴生「判研」白鷗大学法科大学院紀要3号2009年p.419-428、蟻川恒正「プロト・ディシプリンとしての読むこと憲法第12回総合演習」法学セミナー676号2011年p.84-91ほか多数。

14) 船橋事件をパブリックフォーラムの事例とすることに理解を示すものとして、駒村圭吾「[基調報告] 国家と文化」ジュリスト1405号2010年p.134-146など。そのほか、船橋事件判決とパブリックフォーラムについて、肯定、否定両者の論稿を紹介するものにつき、福井佑介「「公的な場」とパブリック・フォーラム論との関係性について：図書館資料著作者の権利性の視点から」京大学生涯教育学・図書館情報学研究10号2011年p.101-120。また、図書館におけるパブリックフォーラム該当性を積極的に肯定するものとして、松井前掲7p.23以下。

2.3 図書館におけるパブリックフォーラムの射程

CIPA判決でパブリックフォーラム分析と相容れないとされたのは選書についてである。資料の購入が図書館の広範な裁量に委ねられていることは、金銭的・物理的制約からやむを得ないものであろう。選書基準として表現内容の価値判断にもある程度踏み込むものが含まれることも、現実に行われている以上、裁量権の範囲内として容認される余地があると解することになるが¹⁵⁾、論理構成を行う上で、現状において既成事実となっている部分を強調するような形で、表現の自由との積極的な関係を肯定することは望ましくなく、むしろ、既成事実についても正当なものと評価し得る論理が必要である。

仮に、資料の取扱いにおいて、著作者との関係がパブリックフォーラムに該当するとし、図書館は著作者の表現の自由を直接に保障するものとして考えた場合、CIPA事件で指摘されたように、表現内容を踏まえた選書の正当性についての疑問が解消されない。さらに、その著作者の表現の自由の行使を実現するために積極的な対応を図書館がとらなければならないのか、すなわちメディアを通じた表現行為に対しては基本的に受け身である図書館が、表現の自由に対してどこまでの責任を負うべきなのかというような問題も生じる¹⁶⁾。本来のパブリックフォーラムの法理自体は物理的な場のみを対象とするものではないが、パブリックフォーラム該当性が認められたクライマー事件は、図書館利用者との関係で、その‘場’の利用行為について問題になった事例であり、対してパブリックフォーラム該当性が否定されたCIPA事件は、情報へのアクセスが問題になった事例であることを踏まえると、少なくとも現状においては、適用範囲は物理的な場に限定されると解すべきであ

15) 表現内容も加味しうる広範な裁量の下での選書をクリアした著作物であるならば、また、現実に関覧によって、公衆への思想や意見の伝達が達成されることができれば、広く開かれた公立図書館で著作物が閲覧に供された著作者にとって、当該図書館はパブリックフォーラムとしての性質を有すると考えることはできる。中林前掲 13 など参照。

16) 著作者や利用者が特定の資料の購入を求める‘資料請求権’に関する問題などがこれにあたる。資料請求権に関する議論を整理し、パブリックフォーラムとの関係で述べたものとして、大場博幸「公立図書館と「表現の自由」との法的関係：憲法上の根拠の喪失」日本図書館情報学会誌 61 巻 2 号 2015 年 p.65-81, p.74 以下。

ろう。その結果、図書館と表現の自由でもっとも深いかかわりを持つと思われるのは資料の取扱いに関することであるにもかかわらず、パブリックフォーラムの法理はこの点を射程におさめていないことになる。

しかし、翻って、集会室の利用のような、物理的な‘場’が重視される場合などであれば、パブリックフォーラムの法理をその尺度として用いて検討することが適切であると考えられる。すなわち、図書館利用者の表現の自由は、図書館において直接的な関係として捉えられるべきであることを踏まえらば、パブリックフォーラムの法理は、利用者の表現の自由の保障についての理論的枠組みとして有用であるといえる。

この場合、図書館は限定的パブリックフォーラムとして、表現活動規制についての統制を受けることになる。あるいは、その概念を比較衡量の要素と理解する場合においても、個別具体的な検討の中において、表現の自由を擁護する作用が働くことになるであろう。

図書館の意義において、いわゆる‘場としての図書館’が重視されるようになっている現在の状況を鑑みれば、今後、利用者との関係において、パブリックフォーラムとしての図書館のもつ意義は大きくなるように思われる。

3. 専門職の職責

3.1 図書館員の職責

著作者との関係において表現の自由を捉える際にパブリックフォーラムの法理を用いることは難しい。一方で、仮に著作者の表現の自由が保障されず、あくまでいわゆる反射的利益にとどまるとするならば、自己規制など、図書館が図書館において否定する行為については、制度上の制約が存在せず、図書館員それぞれの倫理観に委ねられることになる。また、資料の取扱いにつき利用者の知る権利の保障という観点に委ねることも、図書館以外の場所・手段で同じ情報が手に入る場合には、同様に、自己規制が正当化されることになりかねない¹⁷⁾。そのため、図書館と著作者の表現の自由との接点

17) 「他の媒体（雑誌、新聞、インターネットなど）を通じて、直接的、間接的に

は維持される必要があるが、両者の接点を検討する際には、パブリックフォーラムの法理とは異なるアプローチを用いなければならない。

そこで、‘場’そのものの性質に着目するのではなく、その‘場’において機能する存在である、図書館で働く職員について考える。ある特定の著作物を図書館へ受け入れる、あるいは廃棄するなどは、当該図書館の職員において判断される。図書館において、実際にサービスを提供する役割を担い、これに応じた国家資格も存在する図書館員（司書）は、我が国における実態はともかく、専門的知識をもってその職務に従事する専門職であるといえる。

表現規制に関する議論において、文化活動に携わる専門職の存在を重視するアプローチは、主として権力に対する統制、言い換えるならば、表現・文化活動への権力の介入の防止という文脈で論じられる。蟻川¹⁸⁾の論稿によるならば、国家に対して文化の自律性を保つため、国家には文化施設についての指針を定めるにとどまらせ、その解釈は文化機関としての職務を遂行する責任をもった専門職に委ねられるべきであるという前提の下、専門職は、その職責に則った判断・行動が求められることになる。図書館が独自に具体的な資料収集方針や除籍基準などを設け、個別の資料につきこれらと照らし合わせて判断を下す作業は、すなわち専門職による解釈行為であり、職責に基づく職務の遂行であると捉えることができる。図書館員には、「国民の教育と文化の発展に寄与する」図書館において、国民の自律的な文化活動を維持・促進するために自律的な行動が期待されているとするならば、図書館員は、このアプローチにいう専門職として考えるべきである。

専門職の職責に依拠するこの考え方は、対国家という文脈に由来するものではあるが、著作者と図書館および図書館員の活動の関係を理解する際に用

その内容を知ることが可能」で、「図書館における閲覧以外に内容を知ることができないという事実そのものが認められない」として知る権利の侵害を否定した事例として、東京高判平成14年1月29日判例集未登載（現代の図書館41巻2号116頁に判決文が掲載）。ただし船橋事件最高裁判決以前のものであることには注意を要する。

18) 蟻川恒正「国家と文化」岩村正彦ほか編『岩波講座現代の法1 現代国家と法』岩波書店1997年p.191-224

いることにも、ある程度の親和性が認められるように思われる。外部からの圧力への対抗という意味においては言うに及ばず、図書館の自己規制においても、自らの職責に違背することにつながる不当なものとなすことができる。

当然、パブリックフォーラムの法理と同じく、専門職の職責論も、判例法理として受容されているとはいえ、学説上の理論であることにはかわりはない。しかし、上述の船橋事件最高裁判決は、「公立図書館の図書館職員である公務員が、図書の廃棄について、基本的な職務上の義務に反し、著作者又は著作物に対する独断的な評価や個人的な好みによって不公正な取扱いをしたときは、当該図書の著作者の上記人格的利益を侵害するものとして国家賠償法上違法となる」と判示しており、図書館職員の、公務員としての‘基本的な職務上の義務’に言及している¹⁹⁾。現行の判例に基づいた場合であっても、まったく導出の端緒がないというわけではない。

3.2 職責と表現の自由

図書館員の職責に注目する場合、著作者の表現の自由との関係性、および図書館員において表現の自由がどのような作用を持つかが問題となる。資料の取扱いは職責によって律せられると考えたとしても、この段階にとどまるのであれば、職責と著作者の表現の自由との関係が明らかでないままに終わってしまう。船橋事件の地裁判決および高裁判決²⁰⁾では、除籍基準に該当しない蔵書の廃棄の違法性自体は認められている。しかし、著作者と図書館との関係においては、著作者には侵害されるような権利利益が存在しないとして、原告（著作者）の訴えが棄却されている。下級審は、ある意味において図書館と表現の自由との関係性を整理しているのに対して、最高裁判決は、職務上の義務に反する行為が、いかにして著作者の利益の侵害に至った

19) 船橋事件において職責に注目する論稿として、中川前掲13など。

20) 東京地判平成15年9月9日民集59巻6号1579頁、東京高判平成16年3月3日民集59巻6号1604頁

のかの説明を十分に行っているとは言いがたい。

職責を根拠とする場合、公権力に対抗するのは著作者等の表現の自由ではなく、あくまで専門職の職責であるとする場合において、表現の自由は、その職責に内包されているという解釈がなされることがある²¹⁾。同時に、職責といえども、それに基づく自律的な判断であるということをもって無制限に解釈を委ねてしまうことも、恣意的な行使を招くことになり望ましくないとして、表現の自由はそのような不適切な職責の行使を防ぐ制約として置かれると解される²²⁾。

また、上述した専門職の解釈行為、具体的には、図書館の選書や除籍に関して図書館が有している広範な裁量権についても、著作者の表現の自由を職責の内に包含させることで、他の利益との比較衡量、およびその比較衡量に基づき一定の判断を下すことにつき、その正当性を維持できるものと思われる。すなわち、個人の利益と衡量した上で、公共の利益が優先されると判断した場合、資料に対するあらゆる形での取扱いが許されることになる。勿論、それはあくまで、職責を全うしているといえる範囲内にある限りにおいてであり、これを逸脱しようとする場合には、表現の自由の、制約としての面が機能することになる。

そして、図書館として負うべき表現の自由の範囲についても、あくまで職責に内包されているものであることをもって、一定程度限定されており、一般的な保障までは要求されていないと考えることにも妥当性が認められる。船橋事件最高裁判決において認められた著作者の利益は、表現の自由などを鑑みた「思想、意見等を公衆に伝達する利益」であった。資料に関しては、貸出や閲覧といったような情報を提供するサービスが中心の図書館においては、原則として著作者の表現行為そのものの保障の責任まで負う必要はない

21) 前掲 18 p.216。職責を対抗手段とするのは、著作者その他の表現行為の主体が、自ら表現の自由を主張しない場合においても、その表現行為を保障しなければならない場合を想定しているためであるとしている。

22) 横大道聡『現代国家における表現の自由 言論市場への国家の積極的関与とその憲法的統制 (憲法研究叢書)』弘文堂 2013 年 p.210

ということは一般的な理解でもあろう。図書館員の職責に表現の自由を内包させることは、その表現の自由を、‘当該図書館において伝達する利益’に限定することも意味しており、図書館の自律的な活動に過度な制約を課することを避ける効果も期待することができよう。これについても、範囲が限定されているといえども、職責の裡にあるのは表現の自由であることに変わりはなく、したがって、自らの職責に反し、不当にそれを行使用すること、あるいは職責を放棄することは、そこに内在している著作者の表現の自由に対して攻撃を加える行為となり、著作者の権利を侵害する行為として、その違法性を認める根拠になる。

専門職の職責に基づくアプローチにおいては、図書館は直接に著作者の表現の自由を保障するものではないとしながらも、これらの点で、著作者の表現の自由は、図書館活動の反射的利益とされるものとは異なる関係性に置かれることとなる。なお、このアプローチは、図書館員の意義にも影響を与えるものと思われる。図書館員には、図書館における専門職として、表現の自由の意義等も含めた図書館の役割の理解、それに基づいた自律的な行動が求められることになる。高い専門性が求められ、同時に重要性が認められるべき根拠ともなりえよう²³⁾。そして、職責に根拠を有していると解するならば、図書館や資料の形態が変化しようとも、職員が存在が維持される限り、表現の自由との関係性も維持されることになる。資料へアクセスされることの保障は、場を介しないデジタル環境においても重要であるといえることができる。

おわりに

以上、図書館と表現の自由との関係性について考察した。図書館におけるパブリックフォーラムの法理の適用範囲は限定的に解さざるを得ないもの

23) 「日本国憲法研究第9回・国家と文化 座談会」(ジュリスト1405号2010年)において、駒村圭吾は、「(基本的な訓練を受ける)大学の中にその種の文化施設の利用をめぐる批評する専門職能が育つこと」が望ましいとした上で、「資格が裏書きしようとしている専門職能の実質化が課題」と述べている(p.165)。

の、図書館活動において一定の意義を有している。同法理の適用が妥当とみなせない領域において、とりわけ著作者の表現の自由に関しては、専門職としての職責に注目する論理が有用であると思われる。図書館と表現の自由との関係性は、利用者、著作者、図書館員それぞれのポジションを踏まえた理解が必要であり、一元的ではない。船橋事件最高裁判決における「公的な場」という文言はパブリックフォーラムの法理を当然に連想させる。しかし、そのことばに固執せずに図書館を捉えることが、本稿で取り上げた問題を考える上で有益なものとなり得よう。

ただし、司法の場において、具体的に図書館のいかなる側面がパブリックフォーラム分析に妥当か、あるいは図書館員のいかなる行為が職責に反するかといった判断は、個別の事情を踏まえてなされることになるであろうが、そこでは、図書館を全体として捉え、その意義や性質について、考慮されることも考えられる。そのような場合を念頭に置かならば、図書館と表現の自由との関係性の問題は、パブリックフォーラムや専門職の職責といった考え方を取りこんだ上で、比較衡量の議論へ回帰し、一元化される可能性もまた残されている。

文言上では表現の自由との関係が定かではない以上、解釈において、図書館としての立場を明確にすることが求められる。その場合、図書館の役割を踏まえつつ、表現の自由が最大限保障される解釈を採るべきである。図書館の活動が活発になるにつれ、その必要性は高まっていくと思われる。「国民の教育と文化の発展に寄与する」機関として、表現の自由およびその規制に関する議論について、さらなる検討を行う必要がある。

Legal Approach to the Relationship between Public Libraries and Free Speech

TANAKA Nobuki

The principal aim of this study was to clarify the rationale of guarantee of free speech and to examine a range of the guarantee in public libraries. Understanding the relationship between public libraries and free speech helps to solve the subject. In conclusion, the present study suggested that the relationship between public libraries and free speech depends on the nature of object.

The public forum doctrine, developed as a framework for protected against government suppression on expression in the United States, can be applied to public libraries. If we consider public library as (limited) public forum, library patrons' freedom of expression is guaranteed, but guarantee is limited to this range. The reason is that the library cannot directly guarantee the authors' free speech due to materials selection.

Approach focusing on professional duty is useful when considering guarantee of author's free speech. In this approach, the freedom of expression is interpreted as comprised in professional duty, therefore, librarians' autonomy and control will be realized.